破産手続廃止

平成２２年（フ）第２６３号
愛知県豊橋市中岩田３丁目２番地６
破産者　有限会社啓
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２８０号
青森県弘前市大字東城北２丁目１番地13
破産者　株式会社要
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１３９２号
千葉市中央区稲荷町１丁目７番14号
破産者　青山　勝敏
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４１号
千葉県船橋市前原西６丁目１番10棟507号
破産者　小林　浩子
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７５号
千葉市稲毛区作草部町1273番地５　ハイマート千葉512号
破産者　武藤　秀明
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３６５号
山梨県南アルプス市百々3006番地６
破産者　株式会社ステップジャパン
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
奈良県大和郡山市小林町183番地１　メゾンソシアＡ棟101号
破産者　プリモフードサービス株式会社
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成１９年（フ）第２９２号
北海道小樽市望洋台１丁目１番43号
破産者　有限会社松葉建設
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第５１号
岩手県大船渡市赤崎町字永浜27番地
破産者　小松建築事務所株式会社
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第６５号
岩手県陸前高田市高田町字飯森場２番地
破産者　有限会社小松建業
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第７３号
岩手県陸前高田市高田町字本宿２番地６、開始決定時の住所岩手県陸前高田市高田町字鳴石53番地21
破産者　佐藤　　賢
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第３２号
千葉市稲毛区緑町１丁目５番12号
破産者　株式会社ニュー・モダン・テクニック
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３４号
千葉市稲毛区稲毛３丁目16番１号ホワイトリバー稲毛102号、開始決定時の住所千葉市中央区春日１丁目22番２号
破産者　寺田喜久雄
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１８２号
千葉市稲毛区小深町125番地６　サニーハウス203号、開始決定時の住所千葉市中央区都町1213番地24
破産者　長野　哲央
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６９５号
千葉市若葉区みつわ台５丁目１番97号
破産者　大澤　英敏
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６号
千葉県浦安市富士見５丁目14番16―102号ローズガーデンＡ75番館
破産者　伊藤　範純
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３３号
千葉市稲毛区園生町139番地６
破産者　齋藤　　匠
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４２号
相模原市南区相模大野９丁目25番20号
破産者　相模石材工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３７７８号
名古屋市港区小碓３丁目23番地
破産者　有限会社上高製作所
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８８号
名古屋市中村区中村町１丁目53番地の２
破産者　株式会社エフアンドエスシステム
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６８号
大阪府泉南郡熊取町希望が丘２丁目５番18号
破産者　白井建設株式会社
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１５６３号
神戸市中央区磯辺通４丁目２番３号、代表者の住所神戸市北区西大池２丁目12番35―301号
破産者　株式会社美鳥
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部